のとす

國際干渉の意義

國際干渉とは或る國家か他國の意思に反し或る方法を以て主權的行爲を羈束する處置を云ふものにして其羈束する方法は或る擧動を示して之を行ひ或は外交文書に依り之を行ひ或は暴力を以て行ふ等其方法如何を問はす其意思に反したる國際行爲を爲さしむるに足る方法を以て主權の作用に干渉するを云ふとは一般公法家の定論なりとす而して干渉は國際發達の充分ならさる時代に於て正當なりと看做されしも國家獨立思想の發達して國際關係頻繁なる今日に於ては干渉するは國家の獨立を害するを以て他國の主權作用に干渉せさるを國際上の原則と爲すに至りたるも時に正當の理由なくして干渉せる事實は吾人の見聞する處にして日清事件に付三國同盟して干渉せる如きは誠に理由なき干渉にして實に千歲の遺憾なりとす

治外法權の意義

治外法權とは人又は物にして外國境土にあるも其國の法律に服從せさるを云ふものにして外國主長の有する治外法權は法律上の假定にして其身體は恰も本國にあるか如く看做し之に從ふ物件に付ては外國境土の延長したるものと見るへきとの說あるも伊國博士パテノストロー氏云はく治外法權は國際關係を圓滑ならしめんか爲め各國互に他國の君主に盡す義務にして法律上の假定にあらすと余は此說を以て前說に勝

れりと信ずる人に付ての治外法權の意義は以上開說せる如くなるも物件か治外法權に浴するは如何なる理由なるかと云ふに治外法權を有する首長公使の治外法權を完全ならしむる必要より生したるものに外ならず蓋し公使の器具等にして駐在國の法律に服從せさる可からすとせは公使は安全に其職務を充すを得されはなり又首長公使等を乘載せる船舶軍艦は他國の領海にあるも自國境土の一部分なりと看做すものにして要するに治外法權は一國主權の例外にして現今國際慣例と治外法權を有するものは左の如し

第一、國の首長とす首長の治外法權は從者及器具に及ぶ

第二、國交官及從者並に旅館器具

第三、軍艦及首長外交官を乘せたる船舶は他國の領海内に於て治外法權を有す

第四、平時に於て其國政府の認許を得て通過する外國の軍隊

公使の特權

公使は國家を代表し外國に駐在するものにして公使には全權大使公使辨理公使の三種あるも只階級を異にせるのみにて公使たる資格に關係なし公使は駐在國の法律に覊束せられさるの權利を有す之を治外法權と稱す此原則は各國獨立の大權を尊敬するの好意に出つるものにして公使は所屬國家を代表するものに付き公使に對する不法の所爲は代表する國家に加ふると同一なれはなり尙は治外法權の意義の解を參照す

へし

公使は駐在國の法律に羈束せられさるを以て如何なる事をなすも國際上之を不問に付すへきものとするにあらす本國に向つて國際責任を問ふ事を得るものとす只法律の効力か直接に公使其人に及はさるのみとす去れは公使にして非行あるときと雖とも直ちに公使を拘束するを得す其本國に通牒して召還を乞ふものとす

公使の特權は從者旅館器具にも及ふものとす然れとも從者には職務を行ふに必要なるものと否らさるものとあり設へは公使の遊樂の友たる如きものは公使職を行ふに必要ならさるにより治外法權を及はさゞるものとす而して旅館とは常設の公使館は勿論旅宿をも包含するにより警察上の理由あるも侵す事を得さるものとす

公使職務の開始及終了の場合

公使の資格は本國に對しては任命を以て成立し駐在國にありては信認狀を捧呈し承認せらるゝを待ちて職務を開始するものとす信認狀とは全權公使以上の外交官を駐在せしむる場合に君主より君主に宛てたるものとす代理公使にありては其職務は他の公使と同一なるも君主の信認狀なく本國外務大臣より駐劄國外務大臣へ書面を以て通知するのみなるを以て承認を受くるを要せす直ちに職務を開始するものとす職務終了の場合は概ね左の如し

第一、公使の職務か臨時的なるときは其事業と共に終了す

第三、任期ありしときは豫定の時間滿了せしとき又任期の定めなきときは本國の召還に依て其職務を喪失す

第三　公使の死去に付終了するは論を待たす但し此の場合に於ては屍体及家族屬員等に尚ほ公使の特權を續有するものと看做さるゝものとす

第四、本國又は駐劄國の君主の死亡に付ては終了せすと云を以て法理に適合するも便利に基き信認狀を捧呈するものとせり

第五、辭職公使の辭職は國際上犯法ありたる場合に自ら責任を負ひて其職を辭するものとす

第六、駐劄國政府の送還は公使に重大なる犯行ありたる場合に送還する事あり此場合に於ても職務の終了せしものと看做さゝるを得す

爭議調和の方法

國家間の紛議を調和する方法は助力仲介仲裁々判の三箇にして左に其性質を分論せん

第一、助力　助力とは第三國家か他國の請求により若くは他國の請求なきも其他國の爲め周旋調和の勞を取るの方法を云ふ此方法は國家間に爭議を生し開戰に至らさる場合は勿論或は戰爭に至りたる後ちと雖とも屢々實行せられ平和に局を結ひたる例尠なからす助力は直接に爭議國家の談判に關係せすして爭議國双方の意見を傳へて媒介をなし意思の牴觸を解き平和に終局せしむる方法なりとす

第二、仲介　仲介は國家又は國君が他國の紛爭に際し紛爭國双方の許諾を得て平和に治めんと盡力する行爲を云ふものにして仲介は助力の一層强力なるものにして紛爭國の爲め全力を盡して結果を得る事を期するものとす故に助力の如く紛爭國の間に立ちて双方の意思を通牒するに止まらず進て紛爭國の申出を聞き之を斟酌して和睦の根底を探究し紛爭國をして其根底に基き適當の處分をなさしむるものとす此の仲介及助力の實際成就すると否に付ては之を爲したる國家に何等の責任をも生ずる事なし如之のみならず之か爲めに損害を紛爭國に來すあるも更らに國際責任を生せざるものとす但し特別の條約を以て結果を擔保せる場合は此限りにあらす

第三、仲裁々判　仲裁々判とは紛爭國家か國際責任の事に關し協議を遂くる能はさる場合に他の國家若くは名望ある人を撰んで爭議の判決斷定を委任するものを云ふ故に仲裁々判は一個の裁判にして即ち終審裁判官たるの職掌を有するものとす其權限は當事者たる國家か其委任契約に於て授任する範圍により定まるものとす判定すへき事項は法律上の問題にして政治問題の仲裁々判の目的物となすを得す而して仲裁々判は法律上の見解を異にしたる場合に限らす價額の査定をも判斷するを得るものとす例へは當事者双方の國家たるもの法律の点に於て爭ひなきも賠償額の多寡に付き双方意見を異にするときは終審裁判官たる判斷者は價額を鑑定し之を判決するものとす終りに臨んで仲介と仲

裁々判との差異を一言せんに左の如し

第一、目的物を異にす　仲裁々判は一個の裁判なるを以て政治問題に對しては裁判するを得すして必す法律問題たるを要す仲介は法律上なると政治上なるとを問はす仲介の目的物たる事を得るものとす

第二、資格を異にす　仲介は忠告者たるの資格なるも仲裁々判は裁判官たるの資格を有するものとす

條　約

條約とは國と國との約束にして之を締結するの權は內國公法により定まるものにして君主國に於ては通例君主の特權に屬し共和國にありては大統領に屬し若くは大統領と元老院との共有に屬するも要するに其執れに屬するを問はす締結權を有するもの自ら其局に當る事なく委員を設けて之を爲さしむるものとす而して條約には種々あるも其規定する事物たる必す國家間の行爲ならさる可らす一國の君主と他國の君主との間に皇位等に關し約束をなす場合の如きは條約にあらす公法私法の區別判然ならさる時代に於ては條約と云ひ得さるにあらさるも公私の區別判然せし今日に於ては此の如きは只相續の約束たるに外ならされはなり去れは條約とは如何なるものを云ふか條約の定義に付ては頗る困難にして學者の下せるもの一にして足らす左に重なるものを擧け讀者の取捨に任せんとす

(一)條約とは二國又は數國か其國を代表するに必要なる全權を有する委

員の仲介により當事國家に關する諸般の問題利益及相互の關係を規定し結約國か結約當時の情況に尤も適當なりと認むる規定を設け相互間に遵由の義務を生する要式の合意を云ふ

(二)條約とは二個以上の國家か相互の權利義務の關を定めんか爲めに或る機關により或る方式を履みて表示したる意思の合致なりと

條約と契約との區別

私法上の契約と國際上の條約とは其當事者間に法律關係を生する點は頗る類似するも條約と契約とは其間に大なる差異あるものにして決して混視するを得さるものとす今其重なるものを擧くるに左の如し

第一、契約は有償無償双務片務等の別あるも此の原則は條約に適用するを得す何となれは契約は私人間の關係にして利害の有無又は償額の存否等は之を判別すること容易なるのみならす成文上此等の區別ある事を推定し諸種の原則を適用する事を得るも國際上の關係に於ては此等の區別を爲す事能はさるより條約は双方の利益の爲め締結したるものと看做すを以てなり

第二、契約は自由なる意思の合致を要するものにして意思の自由ならさるときは取消し得へきも條約は稍々此と趣を異にするものにして意思の自由は完全に認められさるものとす何となれは結約國の一方弱小なりしか爲め止を得す條約を締結する如き戰爭以后の平和條約の如き戰敗國の威迫に因り止むを得す承諾を與ふる如き場合に於て意思の自

由を欠くを理由として無効とするを得るとせは條約は其本來の目的を喪失するに至れはなり

第三、契約には法律上事實上の錯誤ある場合には其契約は銷除し得へきものなるも條約には此等の錯誤を適用するを得す其所以は法律上の錯誤なるものは法律の存する場合に生するものなるに國際間には各國共通の法律存せされはなり又事實の錯誤に付ても適用する場合を想像するを得す何となれは堂々たる國家か委員の仲介を以て締結する條約に其目的原因を誤ると云ふ如きことなけれはなり茲に注意すへきは委員か暴行脅迫により承諾したるときは其本國を拘束するの効力なき事之れなり

第四、契約は明示と默示とを問はす意思の合致あれは可なるも條約は必す明示ならさる可からす

元首は批準を拒否する權利を有するか

批準を拒否する權利の有無に付き公法家の學說未た一定せさるもの、如し元首に批準を拒否するの權なしとする論旨を聞くに此の如き廣き權利を各國の元首に存する事を認むるを得す若し此の權利ありとすれは結約國一方の元首の自由專斷を以て拒絕する事を得るに至り極めて不當の結果を生すれはなり故に批準を明かに條約文に留保せられたる場合と雖とも正當なる理由あるにあらされは拒否するの權なしと而して之れに反對するものは曰はく批準は條約成立に必要なるものとせは

論理上如何なる場合に於ても之を拒絶する事を得ると云はさる可からす否らされは批準は少しも實益なきの空式に外ならされはなり尚ほ他の學者は理由を附加して曰はく凡そ全權委員なるものは條約締結に付き無制限の職權を與へたるものゝ如くなるも決して然らす條約は永き談判の後ちに締結すへきものなるにより凡ての摸樣を豫見するを得す且つ元首か時々與ふる訓令も總ての事情を豫見するを得す從て全權委員の締結したる條約は必すしも國家其物の意思に適するを得す元來條約なるものは當事國家の當時の關係を規定するものなるにより全權委員の締結したる條約を批準せんとするときに至り其國の事情に適合せさる場合なしとせす然るときは元首は批準を拒絶せさる可からす而して之を拒絶するも國際法に違犯するものにあらずと

條約擔保種類

國際間に條約履行を强制するの機關存在せさるを以て全く國際道德に委せさる可らす茲を以て國際道德の發達せさる時代に於ては種々の擔保を必要とせるも然れとも近世に於ては國家の信用と名譽とを以て無形の擔保とするに至りたるも學者の說明に依れは古代より行はれたる擔保の種類は左の如し

第一、直接擔保の種類

第一、宣誓　宣誓は天帝に誓ひ若し之れに背くときは神罰を蒙るとの則ち神を畏るの意より出てたるものにして古代に於ては條約の擔保に

必要なるものとせられたり

第二、人質　人質とは條約履行を擔保する爲め對手國より重要なる地位にある人を對手國へ引渡し其身体自由を條約履行に係らしむるものを云ふものにして其員數には制限なく一人若くは數人を以てするものとす

第三、質　質とは條約の執行を確保するか爲動産を權利國に供托するの方法にして期限に至り執行せさるときは所有權は直ちに權利者に移るものとす

第四、抵當　抵當は條約殊に講和條約の場合に戰勝國か戰敗國に對して條約履行の爲めに屢々行はるゝものにして日清戰爭の際威海衛を占領したる如きは其適例なりとす而して抵當は其所有權直ちに權利者に移るにあらすして履行期日まで占領するものとす

第二　間接擔保

間接擔保とは條約の成立するに當り第三國か之れに參加して條約執行を確實にする意思を條約又は宣言により之を表示して成立する擔保方法を云ふ

條約の擔保は他の條約に對しては從たる關係を有する結果として主たる條約か取消され又は正當に棄却すへき理由を生したるときは當然其効を失ふものとす乍併條約の擔保と條約の保證とは相似て非なるものにして條約の保證は義務國家か義務を盡さゝる場合には代りて義務を

履行すべき旨を約するも擔保は義務國家か義務を盡さゝる場合には其義務を履行すべき事に盡力するの意を表明したるものとす

最惠國條欵の意義

最惠國條欵とは締盟國の一方か其他方をして一般若くは一部に於て現在又は將來に於て最惠に取扱ふとの意にして換言せは締盟國の一方か第三國に許與したる丈けの利益を締盟國の地方は特別の約束を要せすして當然之れに均霑する事を得るの條欵を云ふものにして此條欵たるや文面上に明記して許與されたる利益のみならず事實上許與したる利益も當然均霑する事を得るものとす而して條約の文面に疑あるときに締盟國の一方か第三國との間に於て有効に解釋したるときは該利益を受くるを得るものとす之に反して締盟國の一方か第三國との間に於て條約又は事實上供與したる利益を不當に廢毀したるときは其不利益を受くる事なしとす與するに最惠の條欵の利益は之を受くるに嚴にして之を受けさるに寛なりとす

最惠條欵は通常相互的に約するものなるも時に片面的に約する事あり日英現行條約第廿三條は相互的の條欵にして朝鮮貿易規則は片面的なりとす而して最惠條欵は通商航海に關する事項のみに適用するを國際上の原則とす

條約終了の場合

條約は左の數箇の場合に終了するものとす

第一、條約の目的か或る一定の事實なるときは其事實の執行と共に終了するものとす設へは一方より他の一方に賠償をなすか如き條約は其行爲の結了則ち賠償をなしたるときに終了す然れとも或る國を獨立と公認する條約の如きは公認に必要なる所爲を終るも條約は消滅するものにあらす永遠に効力を有するものとす例へは我馬關條約に於けるか如く清國に對し朝鮮國の獨立を公認せしめたる如きは條約の効力として清國か朝鮮國を屬國とする處置は一時撤去せしめ恰も條約の終了の如くなるも決して然らす永く其處置をなさゝらしむるの効力あるを以て一時の終了と混同するを得さるなり

第二、條約に一定の期間を附したるときは其期間の經過と共に終了するものとす通商條約に於て屢々其例ありとす但し條約に更改又は延期の條項を附加したるときは格別なりとす

第三、條約か解除條件付なるときは其條件の到着と共に消滅す

第四、條約國双方か合意を以て條約を消滅せしめたるとき

第五、正當なる條約棄却の通知

第六、當事國の一方か條約を履行せしむる權利を抛棄したるとき

第七、條約を締結せる一方の國か其獨立を失ひたる時

此他條約の主要なる目的か消滅するか若くは條約に反對の事實を生したるとき例へは戰端を開きたるときの如き條約は當然消滅するものとす

戰爭の意義

戰爭は國の內外により區別するときは二種にして則ち國內に於けるものと國と國との間に於けるものとあり前者は內亂と稱し國際法の關知せさる所とす後者は國際上の問題にして本問の本領とす蓋し國の主權は最高無限にして他國家の爲めに羈束せらるゝものにあらす故に國家間に紛爭を生せしときは其是非黑白を裁判するものなきを以て之を戰爭に訴へ結局せさる可からす故に戰爭なるものは誠に止を得さるの手段なりとす

戰爭は人類生活上必要なるものなるや或る論者は人の精神的身体的の發達を敏速ならしめ社會に好結果を與ふるものなるにより戰爭は必要なりと云ふものあるも此論旨たる實際に適合せさる空想にして首肯するを得さるものとす何となれは戰爭の續くときは人の良性を害して人類社會に不幸を被らす事決して鮮少ならされはなり然れとも戰爭は時に人知を啓發せしめ進化を助くる導火線となりたる事は歷史の証明する處たるも此を以て直ちに人類必要なりと論するは十把一束たる感なき能はされはなり

戰爭の定義に付き種々の學說あるも其重なるものは左の如し

一、戰爭とは國家か自己の權利を完全ならしむる爲め他國に對して攻擊をなす所爲なり

二、戰爭とは國家か國際間の難問題を決する爲めに暴力を以て他國に

攻擊をなす所爲なり

三、戰爭とは一國か他國に對し平和の手段を以て達す可からさる事を强行により遂行せんとする腕力の使用なり

戰爭に付き學者の下せる定義は二三に止まらさるも一々之を列擧するの遑なきも戰爭を以て權利の爭ひなりとする說は排斥せさる可からす何となれは權利以外の利益の爭ひなるときは戰爭と云ふを得さるに至れはなり豈此の如き事あらんや且つ戰爭は獨立國家間の爭のみと思意すへからす何となれは獨立國家ならさる半主權國の戰爭は戰爭と云ふを得さるに至れはなり然るに半主權國も國際上の主格と認めらるゝにより戰時に於ても國際公法上主体たる事を得れはなり

戰爭開始の時期

戰爭の開始したるときは戰時國際法を適用せさる可からすして局外中立國並に交戰國双方の臣民の地位に變動を與ふるを以て戰爭開始の時機を知る事最も必要なりとす古代に於ては戰爭をなすには必す宣戰せさる可からすして宣戰は戰爭に必要なる條件と看做されたり其理由は突然戰爭をなすときは各國戰々競々として外國の襲擊を之れ恐れ一日も安寧なきに至るを以て豫め公告せさる可からすとの思想より出たるものとす然るに近世に於ては宣戰は戰爭に必要ならず只戰爭の事實あるときは之を戰爭となし國際公法を適用すへしとの說一般に行はるゝに至りたる之れ現今に於ては交通機關發達せるを以て政治上の事件は

容易に他國をして彼我平和の關係若くは破裂したる事を豫知するを得るに至りたるを以て宣戰又は布告を要せすとするに至りたり然れとも近時に於ても宣戰をなしたる例なきにあらす近きは日清の戰爭に於けるか如く双方共に宣戰をなしたり

要之するに戰爭の開始は戰端を開きたるか又は未た戰端を開かさるも宣戰をなしたるときより戰爭は開始したるものとし戰時國際法を適用するものとす

戰爭の直接結果

戰爭は交戰國相互の一切の關係を破壞するとの古代の思想は消滅し近代に於ては戰爭は交戰國間の平和を破るに止まり戰時國際法は依然として存立するを以て交戰國は互に其行動を愼重にし妄りに殘忍の行爲をなすを得さるものとす左に戰爭開始より生する直接の結果を分說せん

第一、敵國人に對する權利　戰爭は國と國との爭にして私人との爭ひにあらさるを以て軍隊以外の常人の自由を拘束することなく退去せんとするものには相當の期限を與へ立去らしめ若し期限內に立去らす在留せんとするものには戰爭に關係せすとの條件を以て自國に滯在する事を許し濫りに放逐せさる事とせり而して國際上の慣例に依れは平和の破れたるときは國家の代表機關は去つて本國に歸るを以て自國臣民の敵國にあるものに對して其保護を敵國に在留する友邦の外交機關に

委托するものとせり

第二、敵國臣民の財産　往時は敵國臣民の有する財産は沒收し且つ債權を喪失せしめたりしも近世は戰時と雖とも平和と異なる事なく財産を保護するに至りたるは全く戰爭には私人の關係なしと認めたるに因るものとす

第三、通商　通商條約は戰爭の事實と併行するものにあらざるも然れども戰爭は直に通商を禁するの効力なく只通商を禁せしむる一原因たるを得るものとす故に國家は之を禁止若くは制限するは自由なるも必す之を公布せさる可からすとするは一般に行はるゝ說なりとす去れは禁止若くは制限するの公布なき以上は通商は戰時に於ても平時の如く自由なりと云はさる可からす

占領の性質

占領は條約に因ると敵國征服したる結果其境土を占領すると及ひ戰時に於ける占領との三種あるも今爰に研究せんとするは戰時に於ける境土占領の場合なりとす

占領は權利にあらすして一の事實なりとす詳言すれは占領地の主權は占領軍隊に移るにあらすして一時行使を停止せらるゝものとす故に占領軍隊は確定不動の權利を占領地上に有する能はすして假りに主權を行使するに過ぎさるものとす而して占領なるものは實力を以て其上に存する他國の權力を排斥して自己獨力を以て占領地を維持するにあら

されは占領と云ふを得さるものとす占領國家は如何なる權利を行使する事を得るか左に觀察せんとす

第一、行政　行政は占領地に於ては占領軍隊の隨意に爲すを得へき權利を有するものにして行政殊に警察に於ても其地の安寧秩序を維持するに必要なる限りは規則を發し强制を加ふる事を得るものとす然れとも必要の範圍を脫して公私の權利を侵犯するを得さるものとす是れ戰爭は國家間の戰爭にして私人に關係なきを以て戰爭に關與せさるものは平穩に業務に從事し靜謐を保つ事を得せしむるは固より其所なれはなり

第二、法律　法律は占領軍隊上の必要なる場合に限り其効力を停止するのみにして全然効力を失はしめさるものとす故に占領地の憲法々律にして戰爭行爲に必要なるものに限り其効力を停止するものとす例へは集會結社家宅不侵の權等を保障せる法律の効力を中止するか如し

第三、財産　財産は人民の私有に屬するものは暫らく措き敵國の所有に係かる財産にして戰爭の用に供するを得へき武器火藥鉄道の如きは之を占有すると同時に所有を得たるものとす然れとも戰爭の用に供せさる物若くは不動産は之を使用する事を得るも直ちに所有權を得る事なしとするを以て現今の慣例とす

個人の私有財産は不動産は勿論動産と雖とも之を占領せさるを原則とし只戰時の法則に違犯せしとき又は戰畧上の必要ある場合に限り掠奪

若くは破毀するものとす

封港の性質

封港とは或る港灣又は海岸に接近せる海の一部分を艦隊により掠奪したるものとす蓋し封港は戰權の一にして他の援助を防き以て戰爭行爲の利益を圖るにありとす故に封港の基本は戰爭の必要權より出てたるものにして或る論者の主張する如く封港は交戰國か敵國海岸の水上に行ふ主權なりとの說は誤れるものとす何となれは主權は自由海上には及ふ能はさるものなるに封港は自由海上にも及ふを得へきものなれはなり

要するに封港は他地との交通を斷絕し以て交戰國一方の交戰行爲を殺かんとする方法にして船舶をして出入するを得さらしむるものなれは封港は局外中立國の利益を害する事甚しきも戰權の必要より起りたるものなるを以て中立國は之を忍はさるを得す若し之を犯したるときは封港者は其船艦を捕拿すへきものとす

封港は港口を閉鎖し船舶の出入を防止するにより成立するも中立國に對し封港の成立するは何れの時なるか封港者は中立國に封港の事を告知し中立國は直ちに國民に公布する時を以て封港の成立したるものとす若し中立國の船艦か封港を知らすして進入せんとするときは信號を以て其旨を告知するを一般の慣例とす

局外中立の意義

局外中立とは戰爭に加擔せすとの意味を有するものにして積極的消極的にも國際上の戰爭に加はらさる局外中立と稱す局外中立は永久なるものと一時的のものとの二種あるも之を區別するの必要なし何となれは永久の局外中立國なりと雖とも國時に於ては永久と一時なるとを區別せす總て同一の法規を適用すへきものなれはなり如之のみならす局外中立は戰爭に加擔せさるを意味するものなれは戰時にあらされは局外中立なるもの現出する事なけれはなり

局外中立の觀念は戰爭より生する恐怖すへき結果を豫防し平時に於て行はれたる國際法の原則を戰時に於ても維持し且つ兩國の交戰あるにも拘らす自他の商業を發達せしむるの力あるものとす

局外中立は交戰國双方に對して以前より存在せる平和の關係を繼續し交戰國双方に同等の待遇をなすと云ふ意味なりとす而して局外中立には全部の局外中立と一部の局外中立との別あり

全部の局外中立とは版圖の總ての部分を局外中立となすものを云ひ一部局外中立とは交戰國又は第三國の或る地方を局外中立とするを云ふ設へは日清戰爭の場合に交戰國一方の領地たる上海を以て局外中立となしたる如きは一部局外中立の實例なりとす

局外中立國の義務の範圍

局外中立は交戰國に對し偏頗の行爲をなす可からさるは勿論交戰國双方に向つて思惠をも與ふるを得さるものとす然れとも言語其他無形的

の行爲を以て交戰國の一方を庇護するときも局外中立國の義務を打破したるものと看做すべきかと云ふに這般の行爲は交戰國の一方に同感を表示したるのみにして決して援助を與へたるものにあらざるを以て義務に違犯したるものと云ふを得さるものとす而して中立國の義務は概ね左の如し

第一、局外中立國は交戰國の一方に軍艦兵隊金穀物件等有形的の援助物を輸送するを得さるものとす

第二、局外中立は自國人民か交戰國に對し反抗的行爲をなすときは國家は之れか責に任せさる可からす是れ國家は自國臣民を監督するの義務あれはなり而して自國人民か自國外に於て反抗行爲をなしたるときは國家に責任を負ふを要せさるものとす之れ自國以外に於ては臣民を監督する能はされはなり

第三、中立國は自國の境土を以て戰爭の目的を達するの機關に供せしむるを得さるは勿論交戰國の軍隊の通行を許可するを得す然れとも此の原則の例外として幾地たる國家則ち三面海に瀕する如き國家は他に通路なきを以て戰爭に必要なる通路は之れを使用せしむるを要すとは公法家の定論なりとす

國際私法

第四編

國際公法と國際私法との別

國際私法は國際公法と同しく國際間に於ける利害牴觸の問題に關する法規なりとす而して二者の區別は那邊に存するや一言以て之を蔽へは利害の當事者を異にするより公法と私法との別を生するものとす詳言すれは國際問題にして一國全体の利害に關するものは國際公法に屬し其利害たる個人に關するものは國際私法なりとす設へは一國の國境和戰の如き使臣の待遇の如きは其國自体の權利々害に關する場合は國際

公法に屬するものと云はさるを得す何となれは國は法人にして該問題の當事者たり而して之を處理するは國際公法に屬すれはなり然れとも其利害たるや例へは甲國人か乙國にありて結婚するときは其結婚の第二條件は甲國法に依るへきか乙國法に依るへきか又は日本人か英國に於て米國にある不動産を佛人に讓渡せんとする場合に於て何れの國の法律に依るへきか凡そ此等の問題たる全く個人の利害關係則ち私權に關するものにして國家の利害には關係なし然れとも國家は之を處理するの義務あり之を處理する法規は國際私法に依り判定せさる可からす國際上に於ける公法私法の區別の標準は以上說明せるか如きも刑事の問題に付きては公法私法何れに屬するやに付き公法家の說未た一定せさるか如し

國際私法の性質

法律は風土人情政治の異なると同しく各國劃一なる事能はさるは洵に已むを得さる處なりとす而して法律關係か二國以上の私法に關係し其法律を異にせる場合に之を調和處理するは國際私法の任務なりとす今學者の下せる定義の一二を左に揭く

國際私法とは國際的事件に關する當事者間の法律關係に內國際法を適用すへきか將た外國法を適用すへきかを定むる法規なりと之を辨駁するものは云はく此の定義たる國際公法と相錯雜するの失あるのみなら す一方より見れは國際私法は立法上の限界をも定めさる可からさるに

之を脱するの弊ありと國際私法に關し學者の降せる定義種々なるも方今完全なりとする定義は左の如し

國際私法は各國々民の私法的關係にして二國以上に跨る事あるとき其法律上裁判上並に執行上の管轄を定むる法規にして各國の承認を經たるものを云ふと此定義を分析すれは左の如し

各國々民の私法的關係なること　各國々民とは必すしも二國以上の國民間に起る問題に限らす故に設へは日本人の男女か佛國に於て婚姻せんとするときは日本の法律に從ふへき乎佛國の法律に從ふへきかを定むるものとす而して法律關係たるや公法的なるときは國際私法の支配すへきものにあらすして公法に屬するものとす

法律上裁判上執行上の管轄を定むること　法律關係の生したるときは何れの國の法律に依るへきか又は之を提起し審判するは何れの國の法律なるや而して之を執行する場所は如何なるやを規定すへきものとす設へは日本人か英國人の遺産相續をなすとき其遺産は日本若くは英國にある場合には相續の能力法式は日本の法律に依るへきか又は英國の法律に依るへきかを定めさる可からさるか如し

各國の承認を經たる事　國家に於て一定の事を是認し之れに服從すると云ふ意思の投合して始めて成立するものにして此承認なきに於ては國際私法の生出する事なきものとす而して各國とは國際私法の團体を總稱して云ふものにして世界の凡ての國家の承認を要する意

にあらす團体各國の承認を要すれは可なるの意なりとす

外國人法律上の地位

人は相互の交渉上に於て平等なる權利を有するものにして內外人の間に權利の等差なく法律上同等の地位を有するを以て本則とす然れとも各國其地域を異にし從て其組織を別にす風俗制度亦同しからさるより各人か國に對する關係即ち國民の分限を異にするの結果權利も內外人同一なる能はす設へは甲國人乙國に於て有する權利乙國人と同一なる能はす去れは如何なる權利は外人に享有せしむる事を得るかを研究せさる可からす

權利を別ちて公權私權の二種とす公權を細別して一を自然的公權他を公民權とす私權は私人間の權利にして自然的公權は人民か國家との關係に於て有する權利とす此の二種の權利は苟も有形の人たるに於ては當然享有するものとす設例は身体の自由家宅不侵信書秘密の如きは內國人に對する如く外國人に對するも全く同一にして此点に付ては內外人の間に區別なく法律上の地位を同ふするを以て原則とす然りと雖も身体自由權に付ては內國人と異なる二個の例外ありとす（一）追放（二）罪人引渡之なり

（一）追放とは外國人か國の寛待若くは厚遇するにも拘らす之を亂用し居住國家に對する本分を盡さす無禮暴慢の行爲あるときは其所爲たる法律に現然違犯せさるも行政處分を以て之を國境外に放逐すること

を得るものとす

(二)罪人引渡とは甲國人か甲國に於て犯罪をなし遁れて乙國に入りしときに甲國政府より其引渡を乙國に請求するときは乙國政府は之れに應して引渡すを要するものにして此等の事は多く條約を以て規定するを常とす

公民權或は政權と稱する權利は外國人をして享有せしめさるを原則とす蓋し公民權は憲法上の權利にして國家の組織に關係を有するを以て一方より見れは權利なるも一面義務たるものにして公職と云ふ可きものなれはなり故に內國人と雖とも場合により政權を奪はるゝことあり況乎國の榮枯盛衰に關係を有せさる外國人に於て乎要之するに外國人は政權則ち公民權を除くの外は內國人と法律上同一の地位を有するものとす

內外人の權利義務の差異

往時は外人に與ふるに內國人と全一の地位を以てせさるのみならす全く之を度外視して毫も權利を認めす我邦に於ても外人を目して夷狄禽獸と云へる如く中世に至るまて歐洲各國にても外人に權利を與へさるを以て原則としたりしに近世國際法の發達してより以來外人の權利も內國人と同一ならしむへしとの說盛に行はるゝに至りたり然れとも政權に至りては何れの國に於ても外人に與へさるを原則とせり我邦に於ても政權を外人に與へさるを本則とし法令を以て明示せるものは概ね

左の如し

一、衆議院の選擧被選擧人は日本人ならさる可からす

二、府縣會郡會の選擧被選擧人は日本人ならさる可からす

三、市町村名譽職の選擧被選擧權は外人に享有せしめす

四、外國人は辨護士たるを得す

五、官吏となるの權も現行法に明文なきにつき許さゞるの精神ならん然れとも技術に屬する事柄は政務に關係なきを以て官吏とするも差閊なしと信す

六、外國人は公正證書の證人として署名するを得す又財産差押の場合に於て立會ふ證人となることを得さるを通例とす

七、破産管財人に付ても明文なきに付き許さゞるならん

八、外人は軍隊に編入せらるゝを得す

九、爵位記號を受くるの權

私權に就ては我邦は進歩せる主義を採り民法第二條を以て「外國人は法令又は條約に禁止しある場合を除く外私權を享有す」と規定し原則上外人の權利は內國人と全一なる事を認めたり而して現今法令に於て禁止せるものは概ね左の如し

一、新聞紙の署名人は外國人たることを得す

二、外人は政談集會の發起人たることを得す

三、航海造船移民船舶に關する制限を受く

四、外人は鑛業人鑛業組合員鑛業上會社の株主採取人採取業上の組合人又は會社員たることを得す

五、外人は取引所に入るの權利を有せす

六、外人は土地所有權を有せす

七、外人は日本銀行正金銀行の株主たることを得す

以上は內國人と外國人との權利の差異なるも國家は外國人に如何なる義務を負はしむるや義務の程度如何は自國の任意に定むるを得ると雖とも唯外人をして本國に對し忠順の義務を破らしむるか如き義務を負はしむる事を得さる制限を存するのみ故に兵役の義務の如きは負はしむるを得す日英通商條約第二條にも陸軍海軍護國軍民兵等の論なく總て强迫兵役を免することを規定せる此他條約を以て除外せさる以上は內國人と同一の義務を負はしむることを得るものとす

人の能力を定むる根據

能力とは法律行爲を爲し得る資格を云ふものにして詳細は民法上の問題にして玆に解說するを得す行爲能力に何れの法律を適用すへきかは國際私法上重要なる問題にして三主義あり其概要左の如し

第一、住所地法說

此說の根據は住所は生活の中心なり私法上の權利義務は皆な生活の中心より發するものなれは行爲能力は住所地の法律により定めさる可らすと蓋し住所は財產並に家族を置く所にして私法上百般の關係は住所

に於てなすものなれは住所地の法律により定むるを適當とすと云ふにあり

第二、本國法說

人の能力は所在地により變更するの理由なし設へは甲國に住するときは能力者たるに乙國に住するときは無能力者と變する如きは事理に反するものにして能力は必す唯一の法律により定まるへきものとす蓋し法律は氣候風俗人情に其源を汲むものにして能力の問題も此等を基本として定めたる國の法律により判定すへきは當然なり若し第一說の如く住所に依り能力を定むるとせは住所を變する毎に能力の有無に關係を及ぼす如き不都合あるのみならす人をして自由放肆の法律に從はしむるの弊害あり例へは現住地の法律に從ふときは無能力者なるを以て忽ち住所を變し他地の法律に從ひ有能力者となるか如き奇怪なる結果を生する以て本國法に依らさる可からすと云ふにあり

第三、行爲地法說

此說は人の住所及ひ本國を知る容易の業にあらす假令之を知り得るとするも其法律を知ることは極めて困難にして爲めに許多の同子を費し遂に私法上の行爲をなす能はさるに至る不便なり故に人の身分能力は行爲地の法律により支配するを以て穩當なりとするにあり乍併此說たる何故に身分能力は行爲地の法律により支配すへきかの理由曖昧なるのみならす住所地法說より一層缺點多きを以て首肯するを得す

以上三主義あるも近世は本國法說を以て正當なるものと認むるに至り我邦法例第三條も本國法說を採用し「人の能力は其本國法により之を定む」と規定し人の能力は其人の本國法により定むるを以て原則とせり然れとも此原則に一個の例外あり

第一、國籍不明なるとき

此例外は法例第廿七條に規定する所にして同條に「當事者の本國法に依るへき場合に於て其當事者か二個以上の國籍を有するときは最後に取得したる國籍に依りて其本國法を定む但其一か日本の國籍なるときは日本の法律に依る國籍を有せさる者に付ては其住所地法を以て本國法と看做す其住所か知れさるときは其居所地法に依る地方に依り法律を異にする國の人民に付ては其者の屬する地方の法律に依る」と規定したるは本國法に依る能はさる場合を明示したるものにして詳言すれは左の場合は本國法を適用するを得さるものとせり

一、重國籍の場合　一人にして同時に箇以上の國籍を有する場合は最後に取得したる國籍の法律に依るへきものとせり設へは甲國法に於て七年間外國に住所を有するときは國籍を失ふとさせるに乙國法に於ては五年間住居するものは歸化の効力を生するものとの法律ある場合には甲國人六年間乙國に住居するとせは其者は未た甲の國籍を失はすして乙國の國籍を取得せる如き一人にして甲乙二國の國籍を有するときは何れの國を以て本國とするに疑あるを以て最後に取得せん乙國の本

國法に依るへきものとせり然れとも二箇の國籍の一か日本の國籍なるときは取得の前後を問はす日本の國法に依るへきものとせり

二、無國籍の場合　第一の場合に反して一個の國籍を有せさるとき則ち前例と反對にして甲國法を五年とし乙國法を七年の期間と假定するとき甲國人か六年間乙國に住するときは甲の國籍を失ひたるも未た乙國籍をも獲得するを得さるより全く無籍者となるに付き本國法を適用するを得す故に住所地の法律を適用することゝせり

三、一國數法の場合　當事者の國籍は明なるも國により各地法律を異にするときは其者の屬する地方の法律を適用する事とせり

第二、公法及ひ公けの秩序又は善良の風俗に害あるとき

刑罰法に關する規定は其國に固着せるものにして國家をなすに必要なるを以て外國人と雖とも此の法律に從はしめされは國家を維持するを得す又公けの秩序善良の風俗に關する事柄も亦た然るものにして本國法を適用する場合に於ても之を適用せすして內國法に依るへきものとす我國法例第三十條に外國法に依るへき場合に於て其規定か公けの秩序又は善良の風俗に反するときは之を適用せすと故に設令は一夫多妻を認むる國の人民我國に來り本國に數婦を有するにも拘らす更らに日本に於て婚姻をなさんとするときは我國に於ては之を無効とするのみならす尚は重婚罪として處罰するか如き之れなり

住所の意義及ひ之を定むる必要

住所とは生活の中心として現に滯在するの意を以て之れを行爲に表はしたる地を云ふものにして左の二要素なからさる可からす

第一、生活の中心として永久の滯在となさんとする意思を要するを以て事實上長く滯在するも他に移らんとするの意思を有するときは住所と云ふを得すして滯在なり滯在は歸らんとする意を以て止まるに外ならす住所は留らんとするの意思を以てするも滯在は歸らんとするの意思を有するものなるにより住所を得さるものとす

第二、行爲により意思を働かしむるを要す故に滯在するの意を以て之を行爲に表はしたるときは設令一時他に行くも住所たるに妨けなし然れとも意思の如何は容易に之を知ることを得さるも家屋の獲得家族の居所等は長く止まらんとするの意なるや否を知るの資料たりとす

住所を定むるの必要は私權享有行使の本據となるものにして相續遺言等に關して最も必要なりとす我國に於ては內地雜居は目前に逼まるを以て外人の私權行使に付き種々の關係を生するを以て如何なるものを以て住所とするやは最も研究を要すへきものとす

國籍を定むるには如何なる主義を採るへきか

國家は如何なるものを以て自國々籍に屬するものとなすかは國際私法上最も必要の問題にして即ち國籍の獲得及ひ喪失に關する各國の法制の異なる結果無國籍者或は二個の國民分限を有する等の不都合を生するを免れされはなり例へは英國に於て生れたるものは英國人なりとし

佛國は佛國人より生したる子は何國に於て生るゝも佛國人なりとする場合に佛國人か英國に於て子を生みたるときは英國より見れは英國人にして佛國より見れは佛國人にして一人にして二個の國籍を有する如き又例へは南米に於ては自國々民か外國に於て子を生みたるときは其子は外國の國籍を有するものと定め獨國に於ては外國人より生れたる子は自國に於て生まるゝも獨逸の國籍を有せすとの規定をなしたる場合に南米人か獨逸に於て子を生みたるときは其子たる國籍なきに至るの不都合ある如きは國籍を定むる主義の異なる結果にして國際私法上此の如き牴觸を避けさる可からす國籍を定むるに三主義あり左に其梗要を陳述せん

第一、出生地主義　此主義は自國に生れたるものは何人より生れたるとを問はす自國々籍を有するものとせるものにして此主義の欠点は偶然の狀況により國籍を左右するの失あり例へは甲者の婦偶々外國へ旅行し出生したる場合の如き外國の國籍を有するに至る如之のみならす父子國籍を異にする如き場合を生するを以て家族の情を疎遠ならしむる等の不都合を免れす

第二、系統主義　此主義は出生地の如何を問はす自國々籍を有するものより生れたるものは自國民となすものにして此主義は出生地主義に比すれは欠点少きも然れとも交通頻繁にして風俗人情等も接近し來る今日に於ては血統の如何に拘泥するは社會の情況に適する主義にあら

すと云はさる可からす

第三、折衷主義　絶体的の出生地主義系統主義共に今日の狀態に適せさるを以て両主義を折衷するの必要生す現今に於ては此主義を採用するの傾向となりたるも折衷主義に於ても出生に重きを置くものと系統に重きを置くものとあり而して我邦は系統主義を根據として出生地主義を交へたり則ち系統主義に傾きたる折衷主義なりとす其以所は國籍法を披見すれは明瞭なり今國籍取得の場合を摘示すれは左の如し

第一、日本人たる父の子(國籍法第一條)

第二、父知れすして日本人たる母の子(仝第三條)

第三、父母共に知れすして日本に生れたる子(仝第四條)

第四、父母共に知れす出生地亦分明ならさるも現に日本にあるもの(仝上)

第一第二は系統主義にして第三は出生地主義を採りたるものにして第四は推定の出生地主義なりとす

要するに系統を根據として國籍を定めたるものにして方今一般に行はるゝ新主義を採用せり

歸化の要素

歸化は國籍獲得の一方法にして外國人か内國臣民となるの効果を生するものとす古代に於ては歸化は移住の結果にして意思の自由に存せすとの思想行はれしも近世は歸化には歸化するの意思を要するものとせ

り故に其意思を發表するには能力なかる可からす而して能力は何れの法律に依るへきか歸化せんとするものゝ本國法に依るへきか或は歸化國の法律なるか將た双方の法律に從はさる可からさるかの問題を生す此問題たる頗る困難なるも普通一般の學說は人の能力は氣候風俗慣習等により發達の遲速を生するを以て此等の氣候風俗により定めたる法律則ち本國法を適用するを以て正當なりとするにあり然れとも絶体的本國法を適用するときは不都合を生する場合あり例へは甲國奴隷乙國に歸化せんとするも奴隷は能力なきを以て歸化するを得さる如き場合之れなり此の如く本國法に於て不當に能力を制限せしときに於ては歸化せんとする國の法律を適用せさる可からす故に本國法は絶体的に適用するを得さるものとす

歸化の有効ならんには歸化國に住居し現實的國家と個人との關係を生したる場合に限らさる可からす然れとも歸化せんとするものは歸化國に居所を移したる事を要する点に付ては各國其規定を異にせり例へは佛國に於ては歸化せんとするものは歸化前三年間佛國に住し尚は引續き住居したる上司法大臣に歸化の願ひをなし司法大臣之を正當とするときは大統領へ請求し大統領は參議院に諮ひ之を決するものとせり獨國は之に反して住居し居りたる事を要せす則ち移らんとする處に住するか又は宿泊すれは歸化を許す事とせり我國は國籍法に左の規定をなせり

國籍法第七條に外國人は內務大臣の許可を得て歸化をなす事を得內務大臣は左の條件を具備するにあらされは其歸化を許可する事を得す

一、引續き五年以上日本に住所を有する事

二、滿二十年以上にして本國法により能力を有する事

三、品行端正なる事

四、獨立の生活を營むに足るへき資產又は技能ある事

五、國籍を有せす又は日本の國籍の取得により其國籍を失ふへきと

き

以上開示せるか如く國籍の變更には住所の變更なからさる可からさる事は各國仝一なるも歸化せんと欲するものは住居を有し居りたる事を條件となしたる國と否らさるとありて未た一定せさるも歸化せんとするものは或る期間住居する事を一要件とするに於ては各國家に取り頗る便益ならんと信するも一定ならさるは誠に遺憾なりとす

要するに歸化には意思及能力は最大要件にして其他の要件に至りては各國隨意に之を定むる事を得るものとす

國籍喪失の意義

人は數多の國籍を有する能はさるを原則とす故に一國の國籍は他國の國籍を獲得すると同時に完全に喪失する事を得るものとす然れとも古代屬地主義の盛に行はれし時代に於ては國籍を失ふ事を認めさりしも近世は各國共に國籍を喪失すへき場合ある事を認むるに至りたるも此

主義たる各國多少の異同を免れす露國に於ては露國婦人か外國人に嫁したるとき又は歸化により露國々籍を得たるものに限り國籍を失ふ事を許せるも生來の露國人は國籍を失ふ事を得すとし英米に於ては他國の國籍を獲得する事を許せり我國は是迄外國人に嫁する場合を除き國籍を失喪する事を認めさりしも今回發布されたる國籍法第廿條を以て國籍を失ふ事を認めたり而して各國々法の相同からさるより一國の籍の喪失と他國々籍獲得とは相一致せさる事あり例へは甲國は自國臣民にして許可を受けすして他國の官職を奉するものは國籍を失ふと規定せる場合に甲國の臣民乙國の官職を奉したるときは甲國より見れは國籍を失ふも乙國は自國の官職を奉したるものを以て直に乙國臣民とせさるときは一方に於ては國籍を喪失するも他方に於て國籍獲得を認めさるより無國籍者を生するの結果を生す

前例は國籍の消極的の衝突にして之と反對に他國の國籍を取得したる場合に自國々籍を喪失する事を認めさる時は一人にして二國籍を有するに至る如き積極的の衝突を來す恐あり是等は各國々法の異同より起る結果にして國際私法上之を避けさる可からす我國は國籍法第二十條を以て自己の志望によりて外國の國籍を取得したる者は日本の國籍を失ふと規定し則ち外國の國籍を獲得するにあらされは日本の國籍を失はすとし消極的衝突を避け無國籍者を生する憂を除却せり

又同法第十九條に婚姻又は養子緣組によりて日本の國籍を取得したる

ものは離婚又は離緣の場合に於て其外國の國籍を有すべきときに限り日本の國籍を失ふと規定せるは積極的衝突を避けんとするの意に出たるものとす

國籍回復の意義

國籍の回復とは曾て其國籍を有したるもの之を喪失し再ひ國籍を獲得するを云ふものにして國籍回復の事たる各國其法制を異にし英國の如きは外國に歸化して英國の國籍を失ひたるもの之を回復せんとするには外國人か英國に歸化すると同一の條件を充すにあらされは英國々籍を獲得するを得すと規定せり我國に於ては國籍法第廿六條に自己の志望により外國の國籍を取得したるにより日本の國籍を失ひたる者か日本に住所を有するときは內務大臣の許可を得て日本の國籍を回復する事を得るものとして國籍の回復を容易にせり蓋し其主趣たる生來の外國人にあらすして自國人なるを以て復歸の手續を寬易にしたるに外ならす然れとも無條件に復歸を許可するときは如何なる目的を以て來るや知る可からす本國の事情を偵察し以て毀害するの意思にあらさるや測知す可からさるを以て日本に住所を定め且つ內務大臣の許可を受けされは國籍を回復するを得すとなしたるものとす婚姻解消の場合に於ける國籍回復も亦た同一の條件を充す事を要するものとせり

婚　姻

結婚は何れの國に於ても無制限に許すものにあらすして一定の條件を

要するは當然なりとす而して此條件は各國々法に於て同一ならざる場合に於ては國際上何れの法律に遵據するを以て正當なりとするかを論するには婚姻の實質的條件と形式的條件とに分別論究せさる可からす

第一、實質的條件

實質的條件に付きては何れの法律に依るへきか婚姻成立の實質條件は公けの秩序に關するを以て舉行地の法律に從はさる可からすと云ふものあれとも然れとも甲國人か乙國に於て舉行するに乙國の法律に依りしときは乙國の秩序を保つを得るも其本國たる甲國の法律に反するときは甲國よりは無効の婚姻と云はさる可からす而して各國立法者は外人の婚姻を認むるに其本國に於て無効とするものを有効とする如き規定は避けさる可からす且つ婚姻は能力と密接の關係を有するものにして能力は本國法主義を採るを通則とするに獨り婚姻のみに付き舉行地の法律に依る可きものとする主義は不可なりとす然らは住所地主義に依るへきは此亦た舉行地主義と同して能力に密接の干係なきを以て採用するを得す多數の學說は本國法主義を以て最も適當となし日本法例第十三條も本國法主義を採り則り婚姻成立の要件は各當事者に付き本國法により之を定むとせり故に日本人は外國にありて婚姻をなすも其國の法律に從はすして日本法律に從ふへきものとす故に外國人日本に來りて婚姻をなさんとするときも其要件は本國法に依る可きものとするを以て設へは英國の男子と佛國の女子と婚姻をなさんとするときは

各自本國の法律に從ふへきものとす

第二、形式的條件

形式的要件則ち婚姻の方式に付ては擧行地の法律に依るへきか本國法を適用すへきか元來婚姻の方式たる公けの秩序に關するを以て擧行地の法律に從ふを以て適當とす之れ場所は行爲を支配すとは國際私法上の一原則にして各國立法官の多く承認する所にして各國共に擧行地主義を採用せり日本法例第十三條も法式は擧行地の法律に依るへき事を認めたり故に日本人か外國に於て婚姻をなさんとするときは其實質的要件は日本法律に從はさる可からさるも其方式は外國の法律に從てなしたるときは有効とすへきものとす而して外人の日本に來りて婚姻をなさんとするときは其方式たる我か國法に依らされは其婚姻を有効と認めさるものとす

重婚は何れの國法に依るへきや

婚姻の實質的條件は本國法に依るへきを原則とす故に一夫數婦を認むる國の人民日本に於て重ねて婚姻をなさんとするときは其婚姻たる外國法により有効と認むへきか如くなるも然れとも外國法の規定か我邦の公安を害するときは之を適用するを得さるものとす則り重婚の如きは自國人之をなすと外國人之をなすとを問はす公の秩序を紊し善良の風俗を害するに至りては同一なれはなり日本民法第七百六十六條に配偶者あるもの重ねて婚姻するを得すとあり同刑法第三百五十四條には

配偶者あるもの重ねて婚姻をなすときは六ヶ月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五拾圓以下の罰金を附加すとありて民事上之を無効とするのみならず刑事上の制裁を加ふる事とせるを以て重婚は公の秩序を紊すや明なりとす而して公けの秩序に關する事は總て日本法律を適用すへき事は法例第三十條を以て明示せり故に婚姻の實質的條件は本國法に依るを原則とすへきものあるも重婚の如き公安に關する事は本國法を適用せすして日本法律を適用すへきものとす換言せは公けの秩序に關する事は所在地法を適用し其有効無効を決せさる可からす

離婚は何れの法律に依るへきか

離婚は國により許すあり又許さゝるあり之を許す國に於ても協議上離婚を許すあり又は特定の原因あるにあらされは之を許さすとする如き各國の法制區々に渉れり故に設令は甲國人乙國に來り離婚の訴をなしたるときは乙國は何れの法律に準據して之を判定するか此れに付き數多の主義あるも其重なるものは住所地說、裁判所々在地法說、本國法說、本國法兼裁判所々在地法說の四主義あり今之を詳細列叙する遑なきを以て左に其大略を陳ふ

第一、住所地法を適用すへしとの論旨は住所は人の身分を定むるとの原則を採用せる結果離婚も住所地に依らさる可からすとの意なるも此の說の不當なる論難を費すに足らす何となれは一時の住居の爲めに離婚をなし得るに至るを以て夫か離婚をなさんするときは自己に便利な

る土地に住所を移し離婚をなすが如き專恣に一任せさる可からざれはなり

第二、裁判所々在地法說の論據は離婚は國の善良なる風俗及ひ公けの秩序に關するとの理由なるも此の說に從ふときは第一說の如く本國に於て離婚を許さすとの規定ある國民は離婚を許す裁判所へ訴へ裁判所は離婚を言渡したるに本國に於ては婚姻は解消せさるものとする奇觀を呈するに至るを以て此說も採用するを得さるものとす

第三、本國法說は離婚は人の身分に關するを以て身力能力は本國法に從ふへしとの原則を適用すへしとの理由より出たるものにして此說は佛國並に佛國法系の諸國之を採用せり然れとも離婚は公けの秩序に關するを以て本國法のみを適用するときは裁判々在地の秩序を害する恐れなしとせす

第四、本國法兼裁判所々在地法說は本國法のみを適用するときは前に陳述したる如く裁判所々在地の秩序を害するを以て離婚は一方に於ては本國法に於けるとと同時に法廷地の法律をも適用するの主義にして喚言せは本國に於て離婚を許したる場合に之を受理したる裁判所々在地の法律に於ても同一の規定を認めたる場合に限り裁判所は離婚の言渡しをなすことを得るものとす日本法例第十六條第四說を認めたるにより外國人にして日本法廷へ離婚の訴をなしたるときは外國人の本國の法律と日本の法律と共通の原因ある場合たる事を要するものなしたる

は身分は本國法に從ふとの原則と離婚は公けの秩序に關係するを以て法廷地に於て認めさる原由により宣告するは秩序を害するの恐ありと云ふに出たるものとす

明治卅二年八月卅一日印刷
明治卅二年九月五日發行

定價金三拾五錢

岐阜縣稻葉郡西加納町字五丁目五番戸
著作者　士族　白井仲太郎

京都市下京區間之町通上珠數屋町下ル
打越町九番戸
發行者　桐村源之助

京都市上京區寺町二條下ル榎木町
四十八番戸
印刷者　田中直次郎

發行所　京都市間之町通上珠數屋町下ル　法友舘

◎豫約募集

法學士淺井榮君著

增訂 再版 警部任用試驗問題答案集 全

豫約申込は九月廿日限り　豫約金四十錢　郵稅金六錢

九月廿日より送金申込の順序を以て送本す

本書は美麗なる大形洋本製にして紙數及問答の詞事增加すること初版に比して殆ど三倍す

本書は豫約部數のみを出版する計畫に付き期限後の申込は斷然送本せす

本書は既に一小冊子として出版し之を公にするや忽ち全國警察官諸士の非常大好評に接し僅々二ケ月余の短日月を以て六千余部の多數を賣盡し加も尚ほ續々多數の申込者有之に依り此回右の法方を以て完全無欠なる一大冊子となし茲に再版を發行せんと欲す伏て請ふ大方の志士此擧に贊同し期限内に續々御申込あらんことを萬望の至に堪へす

法學士 淺井榮君 校閲
專門學校々友桐村源之助君著述

增訂四版 六法疑義問答 全

製本出來
特價金廿五錢
全國無遞送料

本書は憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、警察法規、の六法に對し苟も疑義として問題と爲り得へきもの六百數件を精選して問題と爲し是れに對して著書か得意の手腕を以て一々法理と實際とに鑑みて最も精確適切なる答案を施したる者にして受驗應用に最も適切なる良書との好評を博し茲に第四版を發刊するに至れり

法律之友

毎月一回十日發行
定價金四錢
無遞送料

◎六ヶ月分前金貳拾四錢◎一ヶ年分前金四拾六錢◎郵券代用ハ五厘切手ニテ必ス二割增

◎法律之友ハ憲法。行政法。刑法。刑事訴訟法。裁判所構成法。警察法規。國際公法。國際私法。民法。商法。民事訴訟法及ビ其他ノ法典ヲ攻究スルノ目的ヲ以テ生レタリ

◎法律之友ニハ大家ノ論說アリ批判ノ欄アリ疑問ノ欄アリ答案ノ欄アリ論戰ノ欄アリ懸賞問題ノ欄アリ寄書ノ欄アリ判決例ノ欄アリ各欄何レモ攻法家ノ繙讀スヘキ價値アリ

◎法律之友ハ何人ト雖モ法學ニ關スル事項ヲ投書スルヿヲ得

判事　樋山廣業君著

警察寶典全

製本出來
定價金七十錢

◎殘本僅少に付き非常大減價にて發賣す
◎常時價金卅錢郵送料金六錢　◎欠本せざる內至急御注文を乞ふ
本書は法例、憲法、民法、行政法、戶籍法、刑事訴訟法、民事訴訟法、警察法規、國際公法、國際私法、條約文、の數項に類別して解說せる書にして攻法の資たり實務の料として一に警察官の爲に編せるものなり
◎注文の節は必ず前金に非らざれは送本せず（但官署印押捺の上代價の保證あるものは着本の上送金不苦候）
◎郵券代用は必ず二割增の事
◎爲替取組所は五條郵便局の事

發行所　京都市周之町通上珠數屋町下ル　法友館

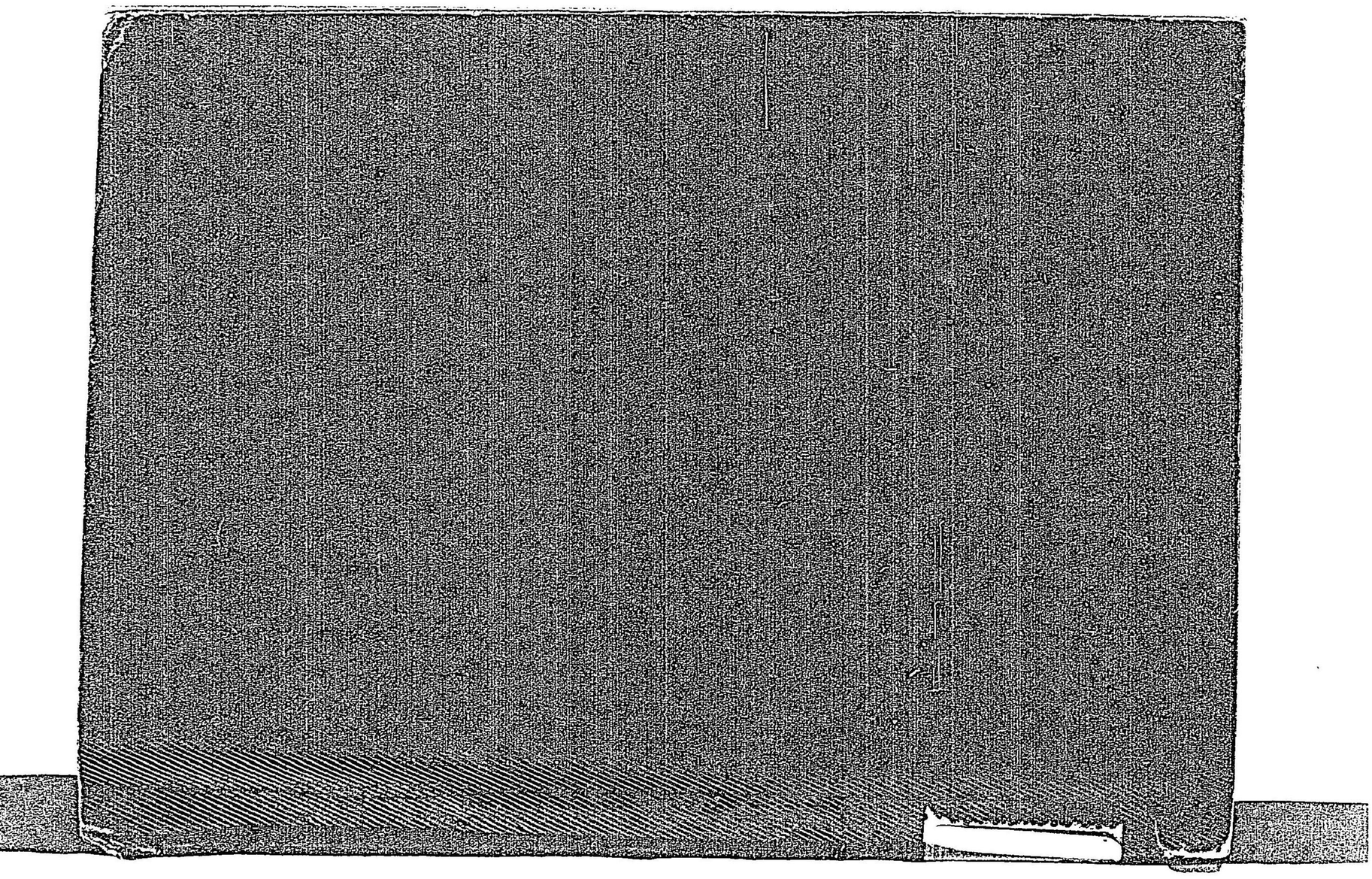

031486-000-8

特62-192

憲法・行政法・国際法疑義問答

白井　仲太郎／著

M32

BBE-0085